

令和 7 年 第 2 回 さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 2 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市名誉市民条例の制定について	市 長	P 4
2	さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	〃	P 6
3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について	〃	P18
4	さくら市税条例の一部改正について	〃	P19
5	さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について	〃	P24
6	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	〃	P32
7	さくら市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について	〃	P36
8	さくら市下水道条例の一部改正について	〃	P37
9	令和 7 年度さくら市一般会計補正予算(第 2 号)	〃	P39
10	令和 7 年度さくら市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	〃	P57
11	土地改良事業の施行について	〃	P72
報告 1	令和 6 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	P73
報告 2	令和 6 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	〃	P75
報告 3	令和 6 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	P77

番号	事 件 名	提案者	ページ
報告 4	令和 6 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	市 長	P79
報告 5	令和 6 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	P81
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	P83

議案第 1 号

さくら市名誉市民条例の制定について

さくら市名誉市民条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

さくら市条例第 号

さくら市名誉市民条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民又は市に縁故の深い者で、広く社会文化の興隆に顕著な功績があり、市民の尊敬を受けている者をさくら市名誉市民（以下「名誉市民」という。）とし、その功績をたたえとともに、市民の社会文化興隆に資することを目的とする。

(推挙)

第 2 条 名誉市民は、市長が議会の同意を得て推挙する。

(顕彰)

第 3 条 名誉市民には、その称号及び名誉市民章を贈る。

2 名誉市民の事績は、市が広報する。

(待遇)

第 4 条 名誉市民には、次の待遇を与えることができる。

- (1) 市の公の式典への参列
- (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた特典

(称号の取消し)

第 5 条 市長は、名誉市民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、市民の尊敬を受けなくなつたと認められるときは、議会の同意を得て名誉市民の推挙を取り消すことができる。

2 前項の規定により名誉市民の称号を取り消された者は、その日から前条の規定により与えられた待遇を失うものとする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の喜連川町名誉町民条例（昭和 42 年喜連川町条例第 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第2号

さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

目次

第1章 総則（第1条－第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条－第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的等）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活

動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を行うときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

- 第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

- 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

- 第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限る、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

- 第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、

差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及

び利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定

する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。第25条第2号において「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室

等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

4 階 以上 の 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号 又は同条第3項各号に規定する構造の屋 内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号 に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号 又は同条第3項各号に規定する構造の屋 内階段（同条第1項各号に規定する構造 の屋内階段については、当該屋内階段 の構造は、建築物の1階から保育室等が 設けられている階までの部分に限り、 屋内と階段室とは、バルコニー又は付 室（階段室が同条第3項第2号に規定す る構造を有する場合を除き、同号に規 定する構造を有するものに限る。）を 通じて連絡することとし、かつ、同条 第3項第3号、第4号及び第10号を満たす ものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐 火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号 に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれ

に近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の4に規定する保育士をいう。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園（子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般

型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士である場合

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができる場合

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣

府・文部科学省・厚生労働省令第1号)

- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年さくら市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

さくら市税条例の一部改正について

さくら市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市税条例の一部を改正する条例

さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばこみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35

グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方
税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1
条第12号に掲げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のさくら市税条例（以下「新条
例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施
行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示
送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、
令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7
年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条
例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中
「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定す
る特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3
第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下で
あるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特
定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日
（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第
36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例
第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用
し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前のさくら
市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし
書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項
及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例によ
る。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受
けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に
規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるも
のを除く。以下この項において「公的年金等」という。）につ
いて提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書に
ついて適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等につい

て提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、さくら市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) さくら市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第5号

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害
の発生の防止に関する条例の一部改正について

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の
防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害
の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の
防止に関する条例（平成17年さくら市条例第130号）の一部を次
のように改正する。

目次中「第21条の3」を「第20条の2」に、「第22条―第24条」
を「第21条―第22条」に、「第25条―第28条」を「第23条―第26
条」に改める。

第1条中「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害
の発生の防止に関する条例」を「栃木県土砂等の埋立て等によ
る土壌の汚染の防止に関する条例」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(3) 市小規模特定事業 小規模特定事業のうち、当該土砂等
の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以下であ

るものをいう。

第3条中「汚染及び」の次に「市小規模特定事業による」を加える。

第3条の2第1項中「事業による土壌の汚染及び」の次に「市小規模特定事業による」を加える。

第3条の3中「及び」の次に「市小規模特定事業による」を加える。

第4条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

小規模特定事業に使用される土砂等には改良土（土砂（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的に安定処理したものをいう。）を使用してはならない。

2 小規模特定事業に使用される土砂等は、発生場所が栃木県内であって、当該発生場所から直接に搬入されるものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条の見出し中「崩落等の防止措置等」を「市小規模特定事業に係る崩落等の防止措置等」に改め、同条第1項及び第2項中「小規模特定事業」を「市小規模特定事業」に改める。

第6条の見出し中「許可」を「届出」に改め、同条中「あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。」を「当該小規模特定事業を開始する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業の計画を市長に届け出なければならない。」に改める。

第6条の2を削る。

第7条から第9条までを削る。

第6条の3中「第6条」を「前条」に、「第10条」を「次条」に、「許可の申請」を「届出」に改め、同条を第7条とする。

第10条の見出し中「許可等」を「届出」に改め、同条第1項中「第6条の許可を受けた者は、第7条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項」を「第6条の届出をした者（以下「第6条届出者」という。）は、当該届出に係る小規模特定事業の計画」に、「市長の許可を受けなければならない」を「あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない

い」に改め、同項後段を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を削り、同条を第8条とする。

第11条中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、「どうか」を削り、同条を第9条とする。

第12条第1項中「第6条の許可を受けた者は、当該許可」を「第6条届出者は、当該届出」に、「採取場所ごとに次に掲げる事項を記載した」を「規則で定めるところにより、」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、同条を第10条とする。

第13条の見出し中「水質検査」を「定期検査の報告」に改め、同条第1項中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「当該許可」を「当該届出」に、「を行わなければ」を「又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければ」に改め、同項ただし書中「気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該小規模特定事業区域の土壌についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。」を「当該水質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「当該許可」を「前項の規定によるもののほか、当該届出」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第11条とする。

第13条の2中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「当該許可の内容を当該小規模特定事業場」を「当該小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（以下「小規模特定事業場」という。）」に改め、「者に」の次に「対し、当該届出に係る小規模特定事業の計画を」を加え、同条を第11条の2とする。

第14条中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「第12条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とす

る。

第15条第1項中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、同条第2項中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、「区域と」の次に「当該」を加え、同条を第13条とする。

第15条の2中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、同条を第13条の2とする。

第16条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。

第16条第3項を削り、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（市小規模特定事業の完了等）

第15条 市長は、前条の届出が市小規模特定事業に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該届出に係る小規模特定事業区域が第6条の届出の内容に適合しているかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

2 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、前条第1項の規定による届出に係る市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第17条第1項中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、「及び当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生」を削り、同条第2項中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「当該許可」を「当該届出」に改め、同条第3項

を次のように改める。

3 第14条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

第17条第4項及び第5項を削り、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（市小規模特定事業の廃止等）

第17条 市長は、前条第2項による届出が市小規模特定事業に該当するときは、前条の規定にかかわらず、速やかに、当該届出に係る小規模特定事業による当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

2 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、前条第2項の規定による届出に係る市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第17条の2を削る。

第18条及び第19条を削る。

第17条の3中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に改め、同条を第18条とする。

第20条の見出し中「措置命令」を「小規模特定事業者への措置命令」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

（市小規模特定事業者への措置命令）

第19条の2 市長は、市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該市小規模特定事業を行う者に対し、当該市小規模特定事業を一時停止し、又は当該市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第6条の規定に違反して市小規模特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該市小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散

若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、第8条第1項の規定に違反して市小規模特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該市小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、第15条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 市長は、第17条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その市小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第20条の2前段中「市長は、」の次に「第19条又は」を加え、同条を第19条の3とする。

第21条中「第6条の許可を受けた者」を「第6条届出者」に、「当該許可」を「当該届出」に、「第16条第1項」を「第14条第1項」に、「若しくは第17条第2項」を「又は第16条第2項」に改め、「又は第19条第1項の規定による許可の取消しを受けた日」を削り、同条を第20条とする。

第21条の2第1項中「現場管理責任者は、」を「第6条の届出に係る小規模特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）は、当該」に改め、「及び災害の発生」を削り、同条第2項中「小規模」の前に「第6条の届出に係る」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 現場管理責任者のうち市小規模特定事業の施工を管理する者は、災害の発生の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。

第21条の2を第20条の2とする。

第21条の3を削る。

第22条第1項中「限度において、土砂等の埋立て等を行う者」の次に「（土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂

等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等をするのを助けた者を含む。以下同じ。)」を加え、第4章中同条を第21条とする。

第23条を削る。

第24条の見出し中「委任」を「規則への委任」に改め、同条を第22条とする。

第25条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第19条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条各号を削り、第5章中同条を第23条とする。

第26条第6号中「第22条第1項」を「第21条第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第22条第1項」を「第21条第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第13条第1項又は第2項」を「第11条第1項又は第14条第2項（第16条第3項において準用する場合を含む。）」に、「行わなかった」を「行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第10条第2項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第12条第1項」を「第10条第1項」に、「同項に規定する」を「これに記載すべき」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「第11条」を「第9条」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 第6条又は第8条第1項の規定に違反して、届出をしないで
小規模特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者

第26条を第24条とする。

第27条第1号中「第10条第4項、第16条第1項、第17条第2項又は第18条第2項」を「第8条第2項、第14条第1項」に改め、同条第2号中「第21条」を「第20条」に改め、同条を第25条とし、第28条を第26条とする。

附則第4項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前のさくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定によりされている許可については、当該許可に係る小規模特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る小規模特定事業に関する旧条例第6条の2の規定及び第8条から第22条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第6条の規定によりされている許可の申請は、改正後のさくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第6条の規定によりされた届出とみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例第6条の規定に違反して小規模特定事業を行った者については、旧条例第20条第4項の規定は、なおその効力を有する。
- 5 この条例の施行前にした旧条例第19条第1項又は第20条第3項から第5項までの規定による命令については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第10条第1項の変更の許可の申請及び旧条例第17条の2第1項の譲受けの許可の申請に係る旧条例第23条第2号及び第3号に掲げる手数料については、なお従前の例による。

議案第6号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

さくら市条例第 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例及びさくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例

(さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正)

第1条 さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を

「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 2 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 23 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の推進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 2 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第23条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

（さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正）

第2条 さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「第41条第3項第1号」を「第41条第3項」に改める。

第41条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第5項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第4項第1号中「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第41条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第41条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

さくら市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

さくら市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

さくら市長 中 村 卓 資

さくら市条例第 号

さくら市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

さくら市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年さくら市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号及び第4条第8号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

さくら市下水道条例の一部改正について

さくら市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

さくら市長 中 村 卓 資

さくら市条例第 号

さくら市下水道条例の一部を改正する条例

さくら市下水道条例（平成17年さくら市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項の表中「1,210円」を「1,512.5円」に、「132円」を「141.9円」に、「143円」を「154円」に、「154円」を「165円」に、「165円」を「177.1円」に、「176円」を「189.2円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第29条の規定は、令和8年3月1日以後に徴収する使用料の額の算定から適用し、同日前までに徴収する使用料の額の算定については、なお従前の例による。

議案第9号

令和7年度さくら市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度さくら市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,374万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240億196万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月5日提出

さくら市長 中村卓資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
16 県 支 出 金			
		2 県 補 助 金	
		3 委 託 金	
19 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,842,758	79,317	3,922,075
1,078,049	79,317	1,157,366
1,975,345	17,678	1,993,023
865,195	15,689	880,884
132,063	1,989	134,052
1,957,521	16,747	1,974,268
1,940,987	16,747	1,957,734
23,888,222	113,742	24,001,964

歳 出

款		項	
2 総務費			
	4 選挙費		
3 民生費			
	1 社会福祉費		
	2 児童福祉費		
	3 生活保護費		
5 農林水産業費			
	1 農業費		
6 商工費			
	1 商工費		
歳出		合計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,931,181	1,989	2,933,170
41,686	1,989	43,675
8,816,699	11,030	8,827,729
3,487,378	330	3,487,708
4,701,407	5,579	4,706,986
627,764	5,121	632,885
643,616	45,107	688,723
624,970	45,107	670,077
1,784,821	55,616	1,840,437
1,784,821	55,616	1,840,437
23,888,222	113,742	24,001,964

令和7年度さくら市一般会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款					補 正 前 の 額
15	国	庫	支	出 金	3,842,758
16	県		支	出 金	1,975,345
19	繰		入	金	1,957,521
歳 入 合 計					23,888,222

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
79,317	3,922,075	
17,678	1,993,023	
16,747	1,974,268	
113,742	24,001,964	

歳 出

款			補正前の額	補 正 額
2	総	務 費	2,931,181	1,989
3	民	生 費	8,816,699	11,030
5	農 林 水 産 業	費	643,616	45,107
6	商	工 費	1,784,821	55,616
歳 出 合 計			23,888,222	113,742

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2, 933, 170	1, 989				
8, 827, 729	6, 393			4, 637	
688, 723	42, 689			2, 418	
1, 840, 437	45, 924			9, 692	
24, 001, 964	96, 995			16, 747	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,842,758	79,317	3,922,075
	2	国庫補助金	1,078,049	79,317	1,157,366
		1 総務費国庫補助金	216,936	78,503	295,439
		2 民生費国庫補助金	575,549	814	576,363
16		県支出金	1,975,345	17,678	1,993,023
	2	県補助金	865,195	15,689	880,884
		4 農林水産業費県補助金	163,230	15,689	178,919
	3	委託金	132,063	1,989	134,052
		1 総務費委託金	130,895	1,989	132,884
19		繰入金	1,957,521	16,747	1,974,268
	2	基金繰入金	1,940,987	16,747	1,957,734
		1 財政調整基金繰入金	1,003,987	16,747	1,020,734

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務費補助金	78,503	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）	78,503
3 生活保護費国庫補助金	814	生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金	814

1 農業費補助金	15,689	土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業費補助金	15,689
4 選挙費委託金	1,989	参議院議員通常選挙費	1,989

1 財政調整基金繰入金	16,747	財政調整基金繰入金	16,747

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		総務費	2,931,181	1,989	2,933,170	1,989			
	4	選挙費	41,686	1,989	43,675	1,989			
	7	参議院議員 通常選挙費	18,228	1,989	20,217	1,989			

3		民生費	8,816,699	11,030	8,827,729	6,393			4,637
	1	社会福祉費	3,487,378	330	3,487,708				330
		6 介護保険費	601,404	330	601,734				330
	2	児童福祉費	4,701,407	5,579	4,706,986	5,579			
		1 児童福祉総 務費	2,762,452	5,579	2,768,031	5,579			
	3	生活保護費	627,764	5,121	632,885	814			4,307
		1 生活保護総 務費	27,718	5,121	32,839	814			4,307

5		農林水産業 費	643,616	45,107	688,723	42,689			2,418
	1	農業費	624,970	45,107	670,077	42,689			2,418
		3 農業振興費	112,056	45,107	157,163	42,389			2,718
		8 農業経営基 盤強化促進	11,408	0	11,408	300			△300

2 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	291	○参議院議員通常選挙費 1,989
3 職 員 手 当 等	500	その他非常勤職員報酬 291
10 需 用 費	500	時間外勤務手当 500
		消耗品費 500
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	179	賃借料 179
		庁用器具費 519
17 備 品 購 入 費	519	

27 繰 出 金	330	○介護保険特別会計繰出金 330
		他会計繰出金 330
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	5,579	○施設型給付・地域型給付等事業 4,329
		交付金 4,329
		○児童館等管理運営事業 1,250
		交付金 1,250
11 役 務 費	3,493	○生活保護事務 5,121
		通信運搬費 3,493
12 委 託 料	1,628	業務委託料 1,628

10 需 用 費	2,000	○さくら市農産物PR事業 2,000
		消耗品費 2,000
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	43,107	○農業用資材等高騰対策事業 27,418
		交付金 27,418
		○土地利用型園芸産地新たなチャレンジ支援事業費補助金 15,689
		補助金 15,689
		(財源更正)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
		対策等事業費						

6		商工費	1,784,821	55,616	1,840,437	45,924			9,692
	1	商工費	1,784,821	55,616	1,840,437	45,924			9,692
	2	商工振興費	1,457,385	55,616	1,513,001	45,924			9,692

節		説 明
区 分	金 額	

12 委 託 料	45,616	○地元応援キャッシュレスポイント還元事業 業務委託料
18 負担金、補助 及び交付金	10,000	○運送事業者等原油価格高騰対策事業 交付金

議案第10号

令和7年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,669万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月5日提出

さくら市長 中村卓資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
3 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
8 繰 入 金			
		1 一 般 会 計 繰 入 金	
歳 入 合 計			

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
872,781	330	873,111
220,708	330	221,038
612,560	330	612,890
601,245	330	601,575
3,826,039	660	3,826,699

歳 出

款		項	
1 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
108,303	660	108,963
62,312	660	62,972
3,826,039	660	3,826,699

令和7年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款					補 正 前 の 額
3	国	庫	支	出 金	872,781
8	繰		入	金	612,560
		歳	入	合 計	3,826,039

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
330	873, 111	
330	612, 890	
660	3, 826, 699	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
1 総	務 費	108,303	660
歳 出 合 計		3,826,039	660

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
108,963	330			330	
3,826,699	330			330	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		国庫支出金	872,781	330	873,111
	2	国庫補助金	220,708	330	221,038
		4 事務費交付金	0	330	330

8		繰入金	612,560	330	612,890
	1	一般会計繰入金	601,245	330	601,575
		4 その他一般会計繰入金	110,223	330	110,553

3 国庫支出金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	330	事務費交付金国庫補助金 330

2 事務費繰入金	330	事務費繰入金 330

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	108,303	660	108,963	330			330
	1	総務管理費	62,312	660	62,972	330			330
		1 一般管理費	62,312	660	62,972	330			330

1 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	660	○介護保険事務 業務委託料
		660 660

議案第 11 号

土地改良事業の施行について

土地改良事業の施行にあたり、土地改良事業計画を定めるため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、同事業計画の概要について議会の議決を求める。

1 事業名 農村地域防災減災事業
(防災重点農業用ため池緊急整備事業)

2 地区名 藪内溜地区（さくら市鷺宿地内）

3 事業概要 藪内溜改修

堤体工	堤高	3.0m
	堤長	104.0m

余水吐工	堤長	10.0m
	敷標高	97.47m

4 概算事業費 99,693 千円

5 事業期間 令和 7 年度

令和 7 年 6 月 5 日提出

さくら市長 中村卓資

報告第 1 号

令和 6 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 6 年度さくら市一般会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和 7 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

(別紙)

令和6年度さくら市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	公用車管理事務	5,850,000	5,850,000				1,100,000	4,750,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	140,144,000	30,247,000		30,247,000			
3 民生費	2 児童福祉費	児童館等管理運営事業	9,135,000	9,135,000					9,135,000
5 農林水産業費	1 農業費	農業用ため池防災減災対策事業	98,700,000	98,700,000		61,250,000	15,700,000		21,750,000
7 土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震診断・改修事業	2,100,000	2,100,000		1,600,000			500,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	71,712,000	71,712,000		26,466,000	23,700,000		21,546,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	125,382,000	118,907,000		18,744,000	68,700,000		31,463,000
7 土木費	2 道路橋梁費	市道U1-10号道路改良事業	12,529,000	1,747,000			1,500,000		247,000
7 土木費	4 都市計画費	桜の郷づくり事業	27,500,000	27,320,000					27,320,000
8 消防費	1 消防費	消防団運営事業	11,038,000	11,038,000			11,000,000		38,000
9 教育費	2 小学校費	小学校施設補修整備事業	325,974,000	248,686,000			248,600,000		86,000
9 教育費	6 保健体育費	給食センター建設事業	1,994,997,000	1,994,997,000		181,621,000	1,707,970,000		105,406,000
10 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	35,000,000	35,000,000		22,750,000		3,500,000	8,750,000

報告第 2 号

令和 6 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和 6 年度さくら市一般会計事故繰越しに係る歳出予算の経費を令和 7 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

(別紙)

令和6年度さくら市一般会計 事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既定財源	未収入 特定財源	一般財源	
9 教育費	6 保健体育費	総合公園管理事業	2,112,000		2,112,000		2,112,000			2,112,000	受変電設備高圧機器の 経年劣化による停電に 伴い、交換すべき部品 の調達に相当の期間を 要するため

報告第 3 号

令和 6 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 6 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和 7 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

(別紙)

令和6年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	上阿久津台地土地区画整理事業	1,342,000	53,000					53,000

報告第 4 号

令和 6 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告 について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

令和6年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
						損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	令和6年度配水管布 設替工事（第8工 区）	円 51,425,000	円	円 51,425,000	円 51,425,000	円 0	円 0	関係機関との調整に不測の日数を要 したため
		令和6年度支障配水 管布設替工事（下- 第2工区）	52,877,000		52,877,000	52,877,000	0	0	交通誘導員の確保が困難なため
	合 計		104,302,000	0	104,302,000	104,302,000	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
						損益勘定 留保資金			
1 水道事業費 用	1 営業費用	野辺山浄水場非常用 自家発電機用バッテ リー交換工事	円 1,287,000	円	円 1,287,000	円 1,287,000	円 0	円 0	機器の納品に、不測の日数を要する ため
合 計			1,287,000	0	1,287,000	1,287,000	0	0	

報告第 5 号

令和 6 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告 について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

さくら市長 中 村 卓 資

令和6年度 さくら市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	資本的支出	1 建設改良費	令和6年度流域下水汚泥処理事業に係る下水道資源化工場第1期計画汚泥処理施設等建設工事委託協定 円 1,178,100	円 139,145	円 1,038,955	円 0	円 0	円 1,038,955	円 0	円 0	協定先の栃木県において、監視制御設備更新工事の設計等に不測の日数を要したため
1	資本的支出	1 建設改良費	氏家水処理センター耐震実施設計業委託 円 36,400,000	円 13,400,000	円 23,000,000	円 11,550,000	円 11,550,000	円 0	円 0	円 0	現地を再精査し委託先と協議した結果、当初予定していなかった内容を追加し履行期限を延長したため
1	資本的支出	1 負担金	水道管移設負担金 円 32,251,000	円 19,151,000	円 13,100,000	円 0	円 13,100,000	円 0	円 0	円 0	協定先のさくら市水道事業発注工事において、繁忙期と重なり交通誘導警備員の確保に不測の日数を要したため
合 計			69,829,100	32,690,145	37,138,955	11,550,000	24,650,000	1,038,955	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	下水道事業費用	1 営業費用	管路修繕業務委託 円 8,096,000	円 0	円 8,096,000	円 0	円 0	円 8,096,000	円 0	円 0	社会情勢を受け労働需要が急増し、請負業者において作業員等の確保ができず年度内の完了が困難となったため
合 計			8,096,000	0	8,096,000	0	0	8,096,000	0	0	

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者に、下記の者を推薦したいので人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 渡 邊 幸 雄

生年月日 [REDACTED]

令和 7 年 6 月 5 日 提出

さくら市長 中 村 卓 資